パケット集約システムのリース契約 仕様書

1. 件名

パケット集約システムのリース契約

2. 目的

原子力機構では、研究開発業務の遂行のために様々な情報通信が行われている。近年では、セキュリティインシデント事象が増加しており、万一そのような事象が発生した場合には、事象発生日時や経路特定等の調査を溯って行う必要がある。

そのため、通信パケットを記録しておく必要があるが、近年の通信速度の高速化により、 すべてのパケットを一定期間採取して保存するには膨大なデータ記憶容量が必要となり 現実的ではないことから、必要な通信に限定して採取を行うための集約システムを導入 する。

3. 導入物品

パケット集約システム 一式

4. 調達方式

リース契約とする。リース費用には、機器のリース費用及びリース期間中の保守費用を 含めること。

5. 賃貸借期間及び納入期限

納入期限 : 令和7年3月31日

リース期間: 令和7年4月1日~令和12年3月31日(60か月)

6. 仕様

「6.1 機器仕様」の要件を満たす機器を「6.2(1)設置場所」に設置すること。構成概要は図1を参照すること。

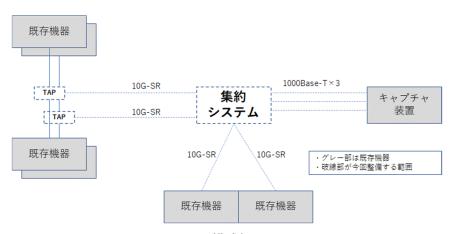


図1:構成概要図

6.1 機器仕様

- 6.1.1 集約システム
 - (1) 単相 100V に対応可能なこと。なお、電源は2台以上で冗長化されていること。
 - (2) EIA 規格の 19 インチラックにマウント可能なこと。
 - (3) CLI 及び GUI での操作が可能なこと。
 - (4) NTP による時刻同期が可能なこと。
 - (5) 集約系ポートとは独立した管理用ポートを1つ以上有すること。
 - (6) パケットバッファメモリを 3GB 以上有すること。
 - (7) 帯域超過時以外のパケットをロスすることなく解析装置へ転送可能なこと。
 - (8) ミラーリング、ネットワーク TAP にて複数のポートから入力したトラフィックを集約 し、指定のポートへまとめて出力可能なこと。また、複製して、複数のポートへの出力も可能なこと。
 - (9) 集約する際にレイヤ 2~レイヤ 4 の範囲内でパケットを選択し、必要なパケットのみ解析装置へ転送可能なこと。
 - (10) VLAN ヘッダを削除して解析装置に転送可能なこと。
 - (11) 集約するパケットについて、先頭から指定したサイズ分のみにスライスして解析装置に転送可能なこと。
 - (12) 入力ポートとして以下のために 10G-SR を 4 ポート以上有すること。
 - (13) 出力ポートとして 1000Base-T を 8 ポート以上有すること。

6. 1. 2 TAP

- (1) ファイバータップを 2 個用意すること。
- (2) コア径が 50 µm、波長は 850nm の短距離用 1G/10G に対応すること。
- (3) 分光率は 70/30 とすること。

6.2 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 情報交流棟南ウィング2階ネットワーク制御室

(2) 納入条件

据え付け調整後渡し

6.3 据付け調整等

以下に示す据え付け作業を実施し、正常に通信できるようにすること。

- (1) 必要な電源配線、通信ケーブル等は受注者が整備し装置の調整を行うこと。但し、据付け調整実施前に当機構の担当者と事前打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (2) 導入物品の搬入は受注者立ち会いのもと行うこと。
- (3) 当機構のネットワーク環境を考慮したパラメータ設定表(案)及び作業工程表を作成し、

当機構と協議の上、構築・設定作業(調整作業も含む)を実施すること。

- (4) 導入物品を設置する部屋の指定した電源コンセントより通電できるようにすること。 ネットワークの伝送部分の工事にあたっては、インターフェースに影響を及ぼさない こと。
- (5) 導入物品は当機構が指定する 19 インチラックに据え付けること。
- (6) 図1に示す通信ケーブルは以下の本数、長さを用意し、敷設すること。
 - ①TAP~集約システム: 10G-SR の光ケーブル(1m 程度) ×2本
 - ②既存機器~集約システム: 10G-SR の光ケーブル(5m 程度) ×2本
 - ③集約システム~既存キャプチャ装置:1000Base-T の LAN ケーブル (7m 程度) ×3 本
- (7) ネットワーク停止を伴う作業は休日に作業を実施すること。

7. 保守•支援体制

- (1) ハードウェア及びソフトウェアについて迅速な保守体制をとること。ハードウェアは平日オンサイトによる保守を実施すること。
- (2) 既知の障害レポート、一般的な技術情報、最新のマニュアル、機能・操作変更説明、 支障対応方法など、対象機器に関する情報書類が発行された場合は、都度情報提供を 行うこと。
- (3) パラメータの設定変更及びネットワーク構成変更時等における、技術的な相談等の 支援を行うこと。
- (4) ハードウェア及びソフトウェアについて、バージョンアップ情報及びバグ情報が公表され次第、速やかに報告すること。なお、緊急性のあるバグ情報については、公表前にかかわらず速やかに報告すること。
- (5) 保守を実施した場合は、都度作業報告書を提出すること。なお、重度障害が発生した場合には、その原因を詳細に記載した障害報告書を別途提出すること。
- (6) 障害発生時の保守体制を説明した保守体制説明書を提出すること。

8. 検査

検査は、現地完成検査を当機構の立ち会いのもと実施する。検査の内容・方法等については、以下の通りである。なお、検査にあたっては、搬入の2週間前までに検査要領書を提出し当機構の確認を得ること。

(1) 現地完成検査

現地据付調整が完了し受注者の自主検査によって、正常動作を確認後、当機構立ち会いの下予め確認を受けた検査要領書に基づき実施する。

(2) 検査項目

検査は、員数、外観、据え付け配線及び機能検査を行う。なお、機能検査では、既存機器間の指定した通信が集約され、既存のキャプチャ装置に採取されていることを確認する。

9. 検収条件

「11. 提出書類」(保守作業時等に提出する書類は除く)が全て揃っているとともに、「8. 検査」に合格の合格をもって検収とする。

10. 現地作業

- (1) 現地作業を実施する場合は、搬入2週間前までに作業工程表を提出して当機構の確認 を得ること。
- (2) 作業開始前に作業員名簿を提出すること。また、作業責任者を指名して、作業の監督を行わせるとともに、当機構との打ち合わせにあたらせること。
- (3) 作業は当機構の勤務時間内に実施するものとする。但し、緊急を要し当機構が確認した場合は、所定の手続きを行い実施すること。
- (4) 搬入、据付作業時は他の機器、設備に損傷を与えないよう十分注意すること。万一 そのような事態が発生した場合は、遅滞なく当機構担当者へ報告を行い、その指示に 従って速やかに原状に復すること。
- (5) 作業責任者は、作業にかかわる日報を提出すること。

11. 提出資料

(1) 資本関係等に関する資料(契約締結後速やかに)	2 部
(2) 作業工程表(搬入2週間前に)	2部(要確認)
(3) 検査要領書(搬入2週間前に)	2部(要確認)
(4) 作業員名簿	2 部
(5) 検査成績書(検査後速やかに)	2 部
(6) 機器構成表(納入時)	2 部
(7) パラメータ設定表(納入時)	2 部
(8) マニュアル(納入時)	2 部
(9) 作業日報(都度)	2 部
(10)作業報告書(保守作業時)	2 部
(11)障害報告書(保守作業時)	2 部
(12)保守体制説明書(納入時)	2 部
(13) その他必要な書類	2 部

※提出資料は紙媒体の他に、電子ファイルに保存して納入すること。ただし、ページ数の 多いマニュアル等は紙資源節約のため、電子ファイルのみでの納入とする。なお、保 存する媒体には CD-ROM 等を用いること。

(提出場所)

原子力科学研究所 サイバーセキュリティ統括室

12. 保証

検収後、1 年以内に、当機構の取り扱い上の過失に起因しない故障及び欠陥が発生した 場合には、受注者の責任において無償で補修、改修または交換すること。

13. 守秘義務

受注者は、本業務の実施により知りえた情報を当機構に無断で第三者に漏えいしてはならない。

14. 疑義

本仕様書に関して、あるいは、記載のない事項については疑義が発生した場合は、当機構及び受注者双方協議の上対処するものとする。

15. グリーン購入法

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等が発生する場合)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上